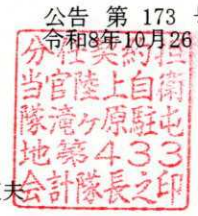
公告 第 173 号
令和8年10月26日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第４３３会計隊長　中田　道夫



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6PA41MM02410	6PZ91AH0115 0001		39

品名　または　件名
非常用自家発電設備（５００ｋＶＡ）保守点検役務
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST			A			

納地または工事場所	引渡場所
板妻駐業	業務隊管理科営繕班
搬入場所	納期または工期
伊藤事務官　３２３	令和8年11月10日（火）～令和9年3月31日（水）

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地　第４３３会計隊事務室

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和8年11月10日（火）9時40分　第４３３会計隊入札室

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：グループ別総額　契約方式：一般競争

7　注意事項
(1)　グループ内訳
ＡＧｐ：非常用自家発電設備（５００ｋＶＡ）保守点検役務　納期：８．１１．１０～９．３．３１　納地：板妻駐屯地

ＢＧｐ：国設宿舎ガスコック交換役務　納期：８．１１．１０～９．３．３１　納地：駒門駐屯地

ＣＧｐ：滝宿舎階段灯ＬＥＤ化改修役務　納期：８．１１．１０～９．２．２６　納地：板妻駐屯地

(2)　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
ア　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
イ　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
ウ　令和０７・０８・０９年度の全省庁統一資格「役務の提供等」「Ｄ等級以上」に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
エ　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
オ　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
カ　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
キ　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(3) 入札の方法

ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０（軽減税率対象品目については１００分の８）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００（軽減税率対象品目については１０８分の１００）に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額の入札者を落札者とする。また、入札金額が同価の場合は直ちにくじ引きにより落札者を決定する。この時、郵便入札等により入札者がくじを引けない場合、入札に関係ない職員が代行しくじを引き、落札者を決定する。

(4) 入札の無効

ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が入札した場合

イ 入札者が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合

ウ 入札に関する条件に違反して入札した場合

エ 入札金額が明瞭でない場合又は入札者の氏名が判別し難い場合

オ 押印を省略する場合による責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載の無いもの

カ 電報、電話による入札の場合

キ 郵便による入札の場合、官側の示した期日までに到着しなかった入札

(5) 契約書の作成の成否

ア 作成する。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

(ｱ) 「役務請負契約条項」

(ｲ) 「談合等の不正行為に関する特約条項」

(ｳ) 「暴力団排除に関する特約条項」

(6) 違約金に関する事項

ア 落札者が契約締結に応じない場合は、見積金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた額の１００分の５に相当する金額、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

イ 遅延賠償金：遅延部分１日につき、契約金額の１０００分の１以上を違約金として徴収する。

(7) その他

ア 入札開始前に、「資格審査結果通知書」の写を提出するものとする。すでに提出している場合は、提出は要しない。

イ 代表者等の代理人が入札する場合は、入札開始前に「委任状」を提出するものとする。

ウ 郵便による入札は、会社名、入札日時、件名を明記し、「入札書在中」と朱書した上で、１１月９日（月）１６時００分必着で下記の宛先へ郵送するものとする。なお、事前に郵送により入札する旨の連絡をするものとする。

エ 入札に参加する場合は１１月２日（月）１０時００分までに市場価格調査書をメール・ＦＡＸ等で提出するものとする。

オ 入札参加者は「駐屯地用標準契約書」及び「入札及び契約心得」（東部方面会計隊ウェブサイト《https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html》又は滝ケ原駐屯地会計隊事務所で公開）を承諾の上、参加すること。

カ 入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。承諾している旨として下記の一文を入札書に記載するものとする。

『当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合)は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。』

なお、前記の「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約書の提出を拒否する場合については、入札は参加出来ない。

キ 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。

(ｱ) 日 時：令和８年１１月１１日（水）０９時４０分

(ｲ) 場 所：第４３３会計隊入札室

(8) 入札に関する問い合わせ先

〒４１２－８５５０ 静岡県御殿場市中畑２０９２－２

陸上自衛隊滝ケ原駐屯地 第４３３会計隊 契約班（担当：加藤）

連絡先：０５５０－８９－０７１１（内線：３４３ ＦＡＸ：４８７）

メール：433fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

(9) 仕様書に関する問い合わせ先

ＡＧｐ 担当：伊藤 連絡先：０５５０－８９－１３１０（内線：３２３）

ＢＧｐ 担当：中川 連絡先：０５５０－８７－１２１２（内線：５６４）

ＣＧｐ 担当：島田 連絡先：０５５０－８９－１３１０（内線：３８３）

仕様書番号	第　３９　号
作成年月日	令和8年10月15日

非常用自家発電設備（５００kVA）保守点検役務

陸上自衛隊板妻駐屯地

役務件名	非常用自家発電設備（500kVA）保守点検役務					図面番号	1/3
図　名	表紙					縮　尺	-
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	管　財	営繕主任	電気係長	設計者
了	了	了	了	了	了	了	了
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊管理科						作成年月日	令和8年10月15日

仕　様　書

1　役務件名　　非常用自家発電設備（５００ｋＶＡ）保守点検役務

2　実施場所　　静岡県御殿場市板妻４０－１　陸上自衛隊板妻駐屯地

3　役務概要　　非常用自家発電設備１基の保守点検等　一式

4　一般共通事項

(1)　本役務は、本特記仕様書によるほか、国土交通省制定「建築保全業務共通仕様書（現行版、以下「共通仕様書」とする。）及び各製造所の機器取扱要領等並びに関連法規類によるが、これらに明記なき事項については、監督官との協議によるものとする。また、前記の項目に記載がない事項についても、技術上当然施工すべきものについては、請負業者の負担において実施するものとする。

(2)　仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に疑いを生じた場合は監督官と協議し指示に従う。

(3)　現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、監督官と調整しその指示に従うこと。ただし、請負金額・納期等の変更は行わないものとする。

(4)　隊員または部外者、施設等に損害を与えた場合は遅滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき速やかに、請負業者の責任において補償または現状回復を実施すること。

(5)　請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令及び駐屯地規則に基づき現場の管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には危険標示等の処置を行うこと。

(6)　点検業務は消防設備点検資格者及び第一種自家用発電設備専門技術者の両方の資格を持つ技術者が実施するものとし、監督官に証明する書類の写等を提出するものとする。
　その他業務についても、必要な公的資格及び技術を有する者により実施するものとする。

(7)　作業場所及び許可された場所以外への無断立入り等及び指定場所以外での喫煙は厳禁とする。

(8)　使用材料は仮設材を除き全て新品とし、監督官の承認及び検査を受け合格したものを使用する。

(9)　使用材料は設計図書に規定する品質及び性能を有するものとし、ＪＩＳまたはＪＡＳマーク表示のない材料は、所要の品質及び性能を有することの証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督官に提出し承認を受けるものとする。

(10)　共通仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

(11)　役務に先立ち監督官と協議の上、施工の具体的な工程等を定めた工程表を作成し提出する。

(12)　役務写真は、国土交通省制定「営繕工事写真撮影要領」に準じ、役務の実施前・完成及び実施後隠蔽となる箇所・主要な作業段階の実施状況・使用材料・その他監督官の指示するものをサービス版サイズで整理し、１部を提出するものとする。なお、デジタルカメラを使用する場合には監督官の承認を得ること。

(13)　本役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出すること。

(14)　入門手続等は駐屯地規則に従う。

(15)　請負業者は、役務の期間中に事故が発生した場合は、直ちに監督官に通報するとともに、監督官が指示する事故報告書を、指示する期日までに、監督官に提出しなければならない。

(16)　本役務実施によって知り得た内容に関して監督官の許可なく漏洩してはならない。また、役務関係書類の作成等を行うパソコンについては、ファイル交換ソフトのインストールされていないものを使用する他、情報流出の防止を実施すること。

(17)　発生材のうち金属類は監督官の指示する箇所に集積し、その他については廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関連法令規則に基づき適正に処分し、マニフェストＥ票の写しを工期までに監督官に提出するものとする。

(18)　瑕疵担保期間は実施項目ごとに１年以上とし、材料製造所等の定める期間がそれ以上の期間である場合はこれを適用する。

(19)　役務に必要な水、電気は請負業者の負担とするが、やむを得ず官側のこれを使用する場合は、有料とする。

(20)　役務に必要な消耗品、雑材料一式は請負業者の負担にて用意し、これによる請負金額・期間の変更は行わないものとする。

(21)　機器及び付属品について、正常でないとみとめられた場合や安全な運転が妨げられる恐れがあると判断した場合は、内容を事前に官側担当者へ報告し、指示に従い実施すること。なお、当該事項が保守点検の範囲内であれば速やかに実施し、範囲外の場合は見積書を提出すること。

5　特記事項

(1)　保守点検

ア　実施項目は共通仕様書の該当項目に定める６ヶ月周期及び１年周期の点検に加え、製造所の定める保守基準表及び特記仕様書の定める消耗品及び付属品の交換に伴い必要とするものとし、特に下記項目に留意する。

(ｱ)　燃料入口、戻り口ホース及び冷却水系統ラバーホースの劣化の有無等の点検

(ｲ)　始動系統ウォータヒーター及びサーモスイッチの機能点検

(ｳ)　蓄電池各セルの電圧、内部インピーダンスの測定を実施する。

イ　対象機器は表１に示す主要機器類及び関連する諸機材等一式とする。

ウ　負荷試験は１００％負荷とし、擬似負荷試験を１時間程度実施する。

エ　点検時、下記のとおりＶＯＤＩＡ診断を実施する。

(ｱ)　電子制御システム内エラー履歴等の点検

(ｲ)　コントロールユニットシステムの内部点検

(ｳ)　コンプレッション試験（良否判定）

(ｴ)　インジェスターカット試験

(ｵ)　ログテスト（各圧力・温度・電圧の測定）

オ　交換する消耗品及び付属品は表２のとおりとする。

カ　点検は関連する消耗品及び付属品の交換完了後に実施するものとする。

キ　役務作業実施日は契約期間内の８時１５分～１７時００分のうち、連続する期間とする。

ク　請負業者は、官庁において、発電容量５００ｋＶＡ以上の自家発電設備の保守点検役務を２件以上完了した実績があり、かつ過去３年間全部または一部について不合格とされたことのない業者とする。

ケ　請負業者は施設を毀損しないよう、工具等に電気事故防止の措置を講ずるものとする。

コ　役務の検査はマニフェストＥ票及び各種報告書の検査を含むものとする。

(2)　各　表

表１　発電設備主要機器類

項　目	規　格	数　量
交流発電機	明電舎製　ＤＥＧＶ５６０ＨＢ 出力　５００ＫＶＡ 相数　３相 極数　４ 電圧　６６００Ｖ 電流　４３．７Ａ 励磁方式　ブラシレス方式	１台
ディーゼルエンジン	ボルボ製ＴＡＤ１６４１ＧＥ　４サイクル水冷直列直接噴射式 気筒・数　６　総排気量　１６．１２Ｌ 定格出力　４３０ｋｗ 回転速度　１５００ｍｉｎ-１ 過給方式　過給機空気冷却機付 始動電動機　ＤＣ２４Ｖ　７Ｋｗ 冷却水量　６０Ｌ 潤滑油量　４８Ｌ 使用燃料　軽油（燃料タンク別置形）	
自動始動発電機盤	１８００×９００×２３５０	１面
発電機フィーダー盤	１８００×９００×２３５０	
直流電源盤	１０００×８００×２３５０	
高圧発電機切替盤	１６８０×２５０×１４００	
リレー盤	８００×１０５０×２３５０	
直流電源装置	８００×１５５０×２５００	
発電機負荷表示盤	８００×　２５０×１４００	
警報盤	３００×　２５０×　１００	
給油ポンプ	エバラ１５ＧＰＡ５．２Ａ　３φ２００Ｖ	２台
送風機	エバラ１０ＡＩＭ５７．５　３φ２００Ｖ　発電機と連動	１台
排風機	ストレートシロッコファン　１φ１００Ｖ　サーモ発停	１台
排気消音器	ＦＹ－２３ＳＣＬ３	１台
整流器	ＴＲ－ＳＮＷＲ１００２０－Ａ	１台
蓄電池	ＳＮＳ－Ｘ　５０－１２形　公称電圧　１０８Ｖ 容量　５０Ａｈ　５４セル	９個１組

表２　発電設備交換消耗品及び付属品一覧表

交換部品	数　量
エンジンオイル２０Ｌ（１５Ｗ－４０）	３　個
エンジンオイル５Ｌ（１５Ｗ－４０）	１　個
オイルフィルター（ロングライフ）	２　個
オイルフィルター（バイパス）	１　個
燃料フィルターＡ	１　個
燃料フィルターＢ	１　個

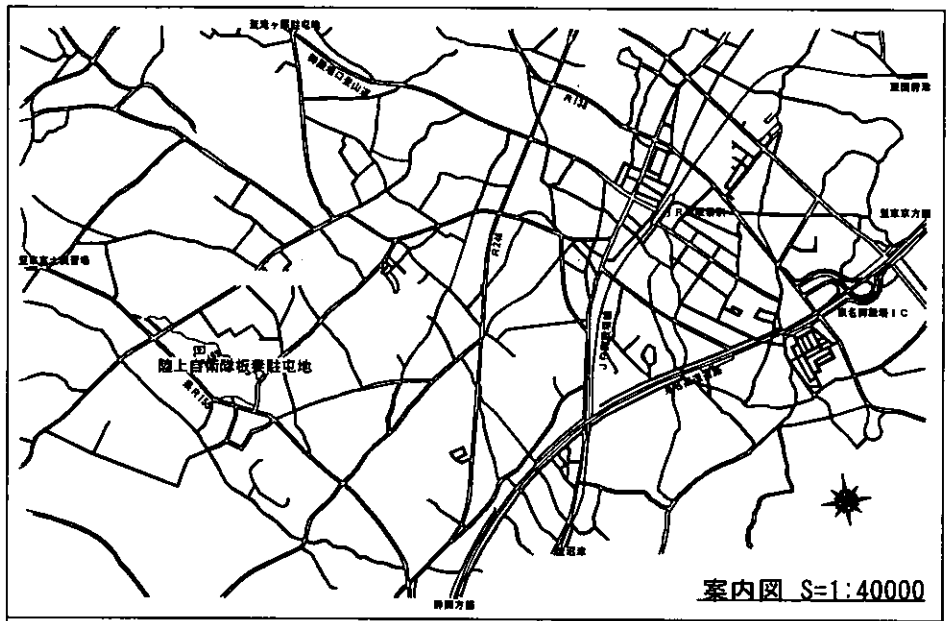
件　名	非常用自家発電設備（５００ｋＶＡ）保守点検役務	図面番号	２／３
図　名	仕様書	縮　尺	
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊管理科		令和８年10月15日	

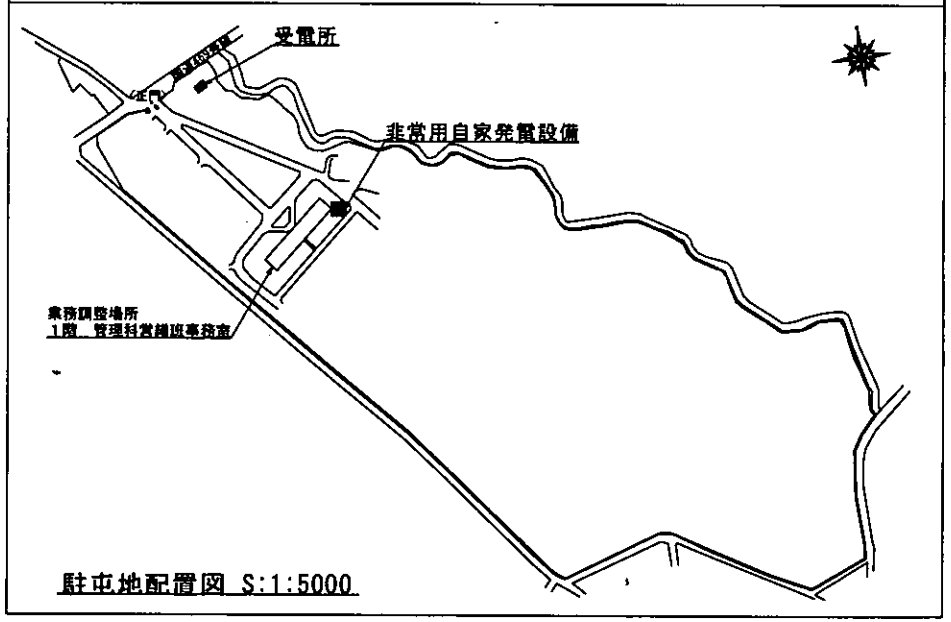
表３　５００ｋＶＡ発電機点検項目表（令和５年版建築保全業務共通仕様書抜粋）

点検項目	追記・補足等
１．発電機室	令和５年版建築保全業務共通仕様書 表３．４．１に基づく
２．発電機本体基礎部等	同上
３．原動機 ディーゼル機関	燃料噴射弁の噴射状況を確認すること。 吸排気弁の弁開スキマについて調整を実施すること。
４．発電機室	令和５年版建築保全業務共通仕様書 表３．４．１に基づく
５．発電機制御盤類 (1) 盤本体内部配線 (2) 盤内機器 (3) 真空遮断器 (4) 計器用変成器 (5) 指示計器 (6) 保護継電器	 令和５年版建築保全業務共通仕様書 表３．４．１に基づく 同上 同上 同上 同上 同上
６．低圧開閉器類	同上
７．制御回路部	同上
８．蓄電池設備	各セル電圧、内部インピーダンスを測定すること。
９．燃料槽	令和５年版建築保全業務共通仕様書 表３．４．１に基づく
１０．燃料移送ポンプ	同上
１１．ラジエーター	同上
１２．換気装置	同上
１３．排気装置	同上
１４．各種配管	同上
１５．接地抵抗	同上
１６．絶縁抵抗	同上
１７．耐震装置	同上
１８．運転機能 (1) 試運転 (2) 調速機 (3) 保護装置 (4) 実負荷運転	 シーケンス試験を実施すること。 令和５年版建築保全業務共通仕様書 表３．４．１に基づく 保護装置に関し機能試験を実施すること。 １００％負荷で１時間運転を実施すること。
１９．予備品類	令和５年版建築保全業務共通仕様書 表３．４．１に基づく
２０．整流装置 (1) 外箱、機器の状況 (2) 機能 (3) 配線、端子 (4) 絶縁抵抗 (5) 接地抵抗	 令和５年版建築保全業務共通仕様書 表３．４．１に基づく 同上 同上 同上 同上
２１．継電器試験	各種継電器に関し試験を行うこと。

表４　高圧発電機切替盤・リレー盤・直流電源装置収納盤・負荷表示盤・警報盤点検項目表
（令和５年版建築保全業務共通仕様書抜粋）

点検項目	追記・補足等
１．配電盤等 (1) 電気室 (2) 盤外観 (3) 外部配線 (4) 絶縁抵抗 (5) 接地抵抗	 令和５年版建築保全業務共通仕様書 表３．２．２、表３．３．３、表３．４．１、表３．５．２及び表３．５．３に基づく 同上 同上 同上 同上
２．整流装置等 (1) 外箱、機器の状況 (2) 機能 (3) 配線、端子 (4) 絶縁抵抗 (5) 接地抵抗	 令和５年版建築保全業務共通仕様書 表３．４．１、表３．５．２及び表３．５．３に基づく 同上 同上 同上 同上
３．補器附属装置 蓄電池設備	 各セル電圧、内部インピーダンスを測定すること。
４．保護装置機能試験	令和５年版建築保全業務共通仕様書 表３．５．２に基づく





件　名	非常用自家発電設備（５００ｋＶＡ）保守点検役務	図面番号	３／３
図　名	仕様書・案内図・配置図	縮　尺	図　示
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊管理科		令和8年10月15日	

特記仕様書		
国設宿舎ガスコック交換役務	仕様書番号	58
	作成年月日	令和８年１０月８日
	作成部隊名	駒門駐屯地業務隊
	作成者	宿舎係　中川１曹

1　件　名
国設宿舎ガスコック交換役務

2　役務場所
静岡県御殿場市竈　国設宿舎

3　役務概要
国設宿舎メーター前のガスコック交換　一式

4　作業期間
(1)　契約日から令和９年３月３１日まで
(2)　作業時間は８時３０分から１７時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施しないものとする。ただし、やむをえない場合は監督官と調整のうえ実施するものとする。

5　一般仕様
(1)　一般事項
ア　本役務は本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」の定めるところ並びに（一財）日本ガス機器検査協会発行「ガス機器の設置基準及び実務指針」に従い誠実に行うものとする。
イ　図面と特記仕様書との内容に相違又は明示なき場合、疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。
ウ　役務施工に際し、現場の納まり及び取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変えそれぞれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更及び技術的に施工すべき事項が発生した場合は、監督官の指示に従い施工するものとする。
エ　本役務に必要な工具類及び消耗部品は、請負者の負担とするものとする。
オ　請負者は役務を行うにあたり、区域への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・工事用通行路等）は、駐屯地の規則及び関係者の指示を厳守して行うものとし、工事施工場所以外への立入りを禁止する。
カ　本役務で発生した発生材のうち金属類については、計量をしたうえで発生材調書を監督官へ提出した後、監督官の指示する場所に集積する。その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法令に基づき処理すること。なお、その結果を書面（産業廃棄物管理票Ｅ票の写し）にて提出すること。

キ　役務に必要とする電気及び水は、動作試験等役務の実施に必要な最低限のものを除き、原則として受注者が用意するものとする。やむを得ず使用する場合は有償とし、受注者の負担によりメーターを設置するものとする。この場合の支払いは別に示すものとする。

(2)　現場管理

現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は請負者が負うものとする。万一、災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するとともに、その指示に従うものとする。また、第三者等に損害を与えた場合は、請負者の責任において補償するものとする。

(3)　材料検査

ア　役務に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とすること。なお、特記なきものについては、ＪＩＳ等規格品とする。

イ　材料の色、柄等については、監督官の指示によるものとし、使用材料等の見本は必要に応じ監督官に提出・承認を得るものとする。

ウ　現場に搬入した材料は、その種別ごとに、品質、数量について監督官の検査を受けるものとする。ただし、工場組立等のためにあらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでないものとする。

なお、搬入した材料は、工事で使用するまでの間に変質等なきよう、適切に保管するものとする。

エ　材料検査結果並びに長期保管等による変質等により役務に使用することが適当でないと監督官が判断したものについては、直ちに新品と交換し、再度検査を受けるものとする。

(4)　関係書類

ア　契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し工程表等を提出して監督官の承認を受けるものとする。

また、その他役務に必要な申請及び提出書類は監督官の示す規格様式で作成し必要部数提出すること。

イ　工事写真撮影は請負者が実施するものとし、着手前の状況、各施工段階、役務完了後に明視できない箇所の施工状況並びに材料検収、その他監督官の指示するものを黒板等を使用してサービス版サイズに整理したうえ、提出するものとする。

6　特記事項

(1)　着手に先立ち、事前に現地を確認すること。

(2)　交換する機器は下表のとおりとし、記載されている形式（型番）は参考のものとする

交換部品	数　量	備　考
鋼管　ＳＧＰ　（W20A）	１６m	
白継手　（エルボ 20A）	４０個	
ボールバルブ　（20A）	４０個	

(3)　停電・断水及びガス断時間必要最小限に抑えるものとし、可能な限り作業中も使用できるようにすること。その際、作業は入居者の支障にならないように養生等を施すこと。

(4)　所管消防署等への調整及び届出が必要な場合は請負者が実施し、費用も負担すること。

(5)　機器の交換は有資格者が行うこと。また、監督官が求める場合は提示すること。

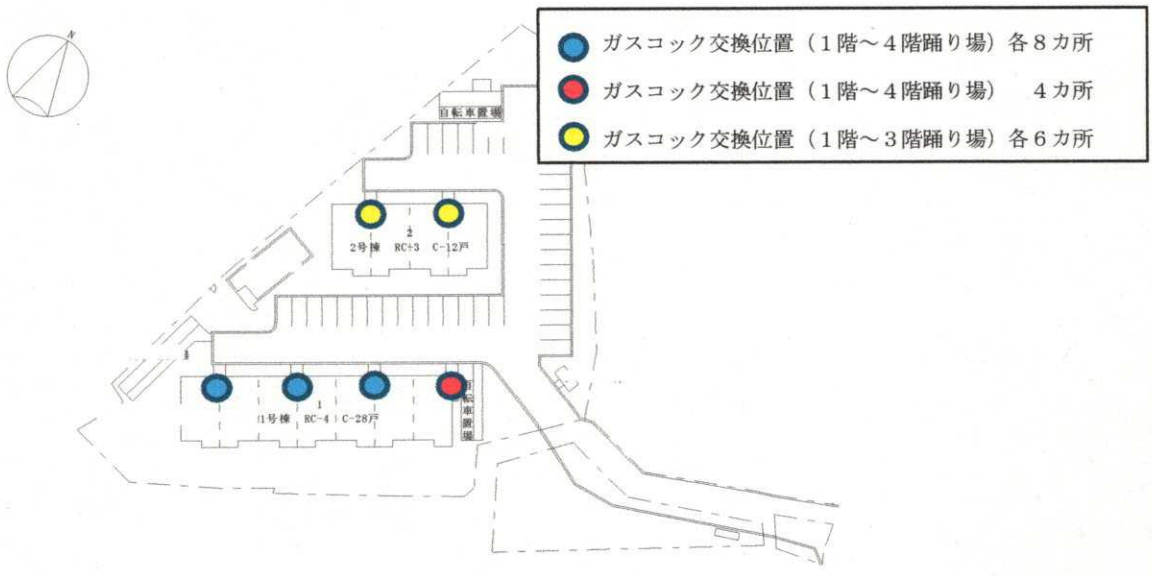
(6)　施工完了後、気密試験を実施すること。

(7)　案内図、配置図

案内図



配置図



調達要求番号：６ＰＺ９１ＡＪ００１２

陸上自衛隊仕様書		
滝宿舎階段灯ＬＥＤ化改修役務	仕様書番号	第　９　号
	作成年月日	令和　８年　９月　３０日
	作成部隊名	板妻駐屯地業務隊厚生科厚生班

1　役務件名
滝宿舎階段灯ＬＥＤ化改修役務

2　役務場所
静岡県御殿場市板妻６７－１
滝宿舎、１、２、３号棟共用部分　階段室１０か所

3　役務概要
階段灯改修　　５０個分

4　役務期間
契約締結～令和９年２月２６日

5　一般事項
(1)　本仕様書は、「滝宿舎階段灯ＬＥＤ化改修役務」に摘要する。
(2)　本役務は、本仕様書及び図面によるほか、次に挙げる標準仕様書及び監督官の指示により作業するものとし、特に記載、指示がなくとも技術的に当然なすべきことは契約相手方の負担により確実に実施すること。
ア　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」
イ　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」
(3)　図面に記載なき材料及び工法等は標準仕様書によるほか、使用する材料等の仕様による。
(4)　図面の内容と現況に相違のある場合、図面に明記なき場合又は疑義が生じた場合には、監督官を通じて契約担当官と協議する。
(5)　作業は、すべての設計図及び工事標準仕様書並びに工事仕様書に示されたとおりとし、完成後の機能を完全に満足させるよう誠実に作業するものとする。
(6)　現場代理人及び主任技術者
現場代理人は、作業に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有する者とする。国家資格等を必要とする作業の場合は、その資格を有するものとし、その資格の写しを監督官に１部提出するものとする。
(7)　作業工程表
契約相手方は、工程表を監督官に提出し承認を受けるものとする。工程表の変更を必要とする場合は、その都度監督官の承認を受けるものとする。
(8)　材　料
ア　仮設用及び特に指示されたもの以外はすべて新品であること。
イ　工事に使用する材料は、監督官立会のもと検査を受け、合格したものを使用すること。
ウ　監督官の指定する材料は、承認図及び見本等を提出して承認を受けること。

(9)　作業現場管理

ア　作業現場の管理は、関係法規及び部隊規定に従い遺漏なく行い、事故防止に万全の対策を講じ、常に注意を怠らないようにすること。

イ　高所作業に伴う安全管理を的確に行うこと。

ウ　本作業の実施に伴い、他の施設及び物品等に汚損又は損傷を与えた場合は、契約相手方の負担により直ちに現状復旧すること。

エ　資材搬入口及び資材置き場については、監督官の指示に従うこと。

オ　作業に必要な水及び電気は請負業者の負担とするが、やむを得ず官側のこれを使用する場合は有料とする。

(10)　作業写真

ア　写真はカラー（サービス版）とし、１部（台紙貼付等）を提出するものとする。

イ　撮影要領

(ｱ)　各工程毎作業前、作業中（外部から明視できなくなるおそれのある箇所は確実に撮影する。）及び完成後共同一場所、同一方向から撮影すること。

(ｲ)　作業看板（黒板等）には工程等を明瞭に記載すること。

(ｳ)　撮影にあたっては、図面寸法等の対比が容易にできるよう縮尺を明らかにすること。

(ｴ)　資材搬入時、規格及び数量等が明確になる写真を写すものとする。

(ｵ)　その他、撮影の細部については、監督官の指示によるものとする。

(11)　役務関係書類等の管理

関係書類、パソコン及び可搬記憶媒体の適切な管理を行い、情報流出の防止に万全を期すること。

(12)　作業実施日及び作業時間

ア　土日及び祝日の作業は原則認めないものとする。

イ　作業時間は原則、駐屯地の日課時限（８：１５～１７：００）に合わせて実施すること。

ウ　作業工程等の都合上、上記事項に不都合がある場合は、事前に監督官と協議の上、承認を得てから作業を実施すること。

(13)　構内車両運行

ア　構内における車両駐車場は、監督官の指示によるものとする。

イ　構内車両運行は徐行し、安全運転に万全を期すること。

(14)　火気の使用

火気の使用については、監督官に申し出て指示に従うこと。

(15)　発生材等の処理

ア　金属類の発生材は発生材調書により監督官に引継ぐものとし、監督官の指定した場所に搬出する。それ以外の発生材については、監督官の指示に従うこと。

イ　産業廃棄物等は選別を行い、リサイクル等再資源化に努めること。

ウ　産業廃棄物の処理については、契約相手方の責任において各種関係法令に基づき適切に処分し、産業廃棄物管理票Ｅ票までの写しのほか、その他監督官の指示するものを提出すること。

なお、産業廃棄物管理票における排出事業者とは契約相手方とし、Ｅ票の写しについては最終処分が終了した旨が記載されたものを最終処分者から返送された後、速やかに監督官に提出すること。

(16)　役務完成検査

ア　契約相手方は監督官と共に、検査官による完成検査を受けるものとし、不合格の場合は契約相手方の負担により是正した後、再受検すること。

イ　完成後検査が不可能または困難な箇所は、その作業にあたり監督官の指示を受ける。

(17)　環境への配慮に関する要求事項

ア　契約相手は「国等による環境物品等の調達等に関する法律（平成１２年法律第１００号）」第６条第１項に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された基準に適合した作業が実施できること。

イ　当該基準については環境省ホームページ「http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html」にアクセスし、契約履行に反映できるように熟知すること。

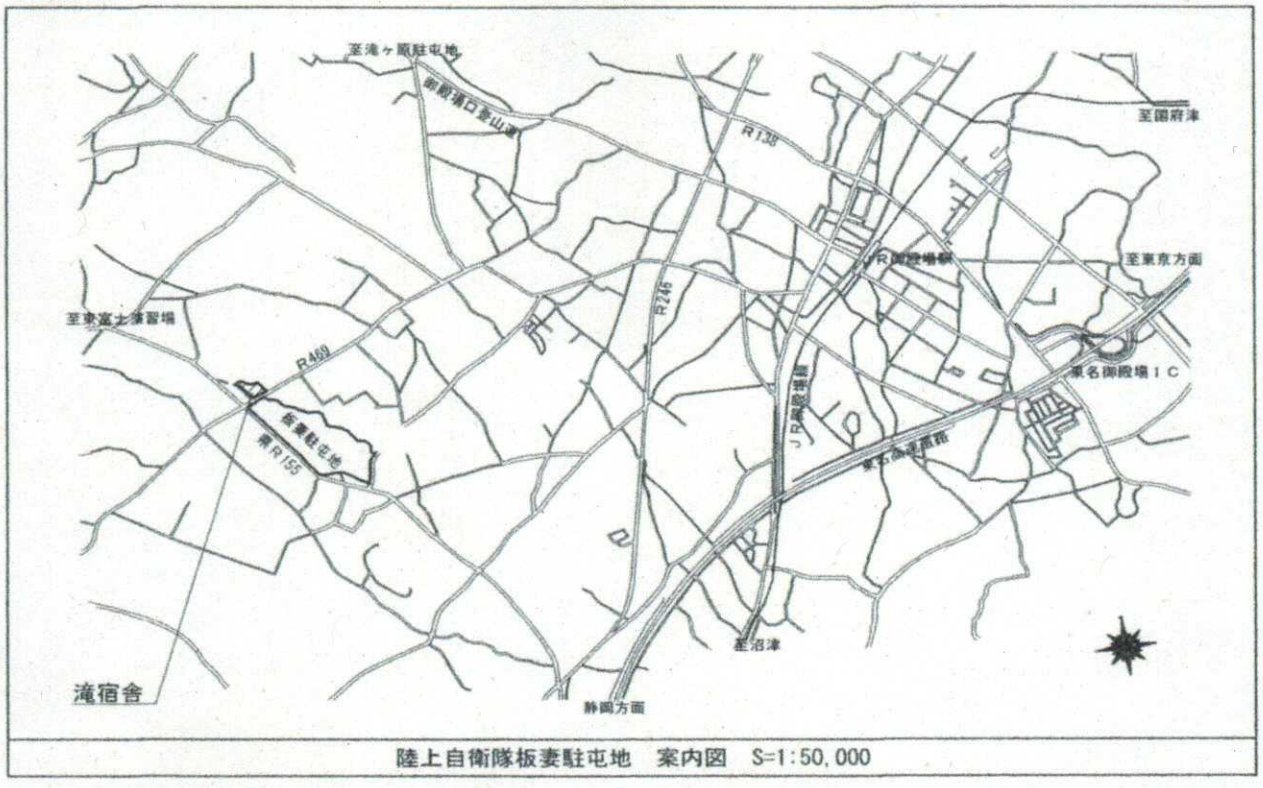
6　特記事項

(1)　数量・使用材料表

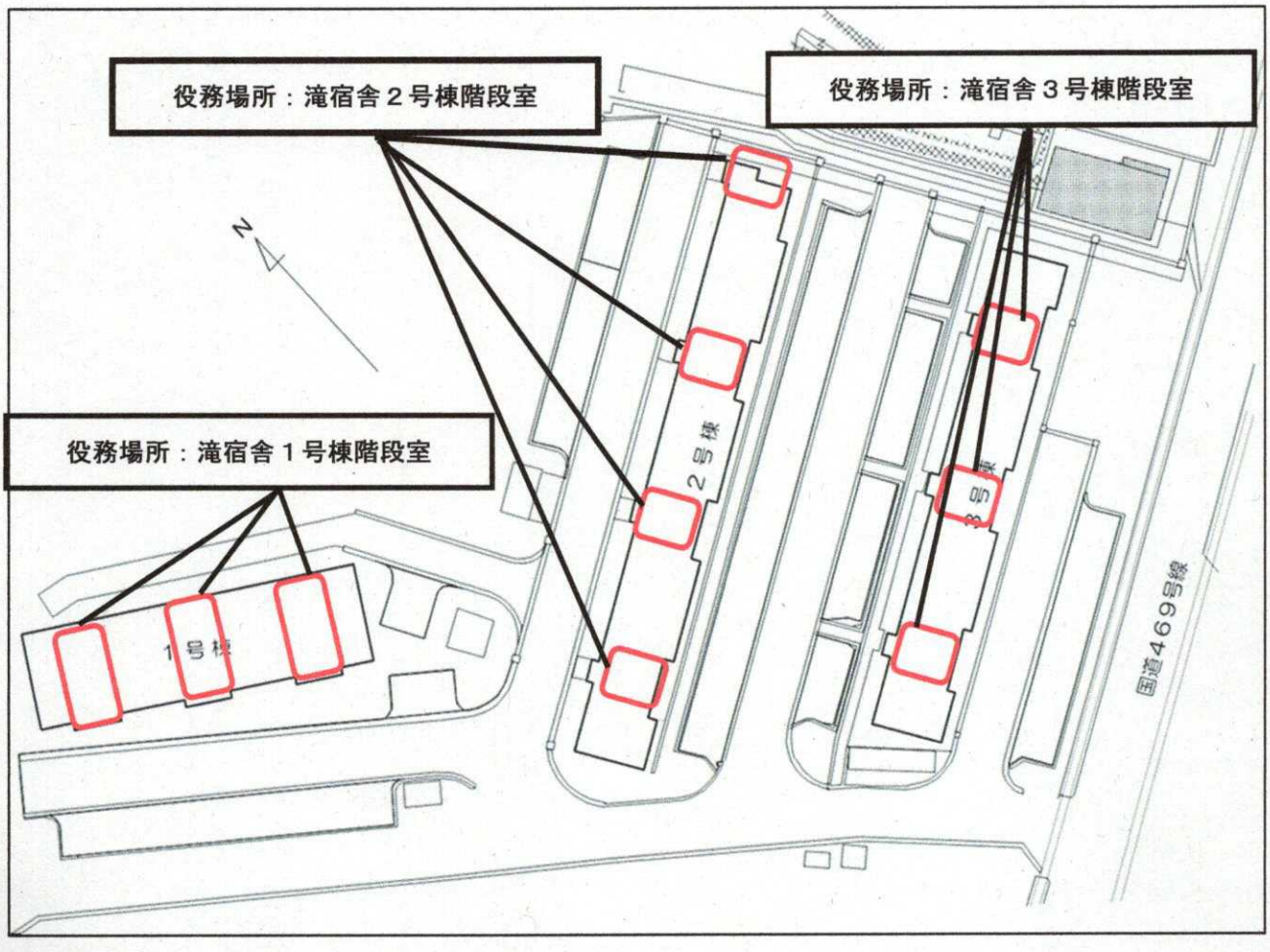
名　　称	寸　　法	数量	備　　考
階段灯　LEKT212164N-LS9		５０	
消耗品		１式	

(2)　作業実施日

官側と調整のうえ決定する。



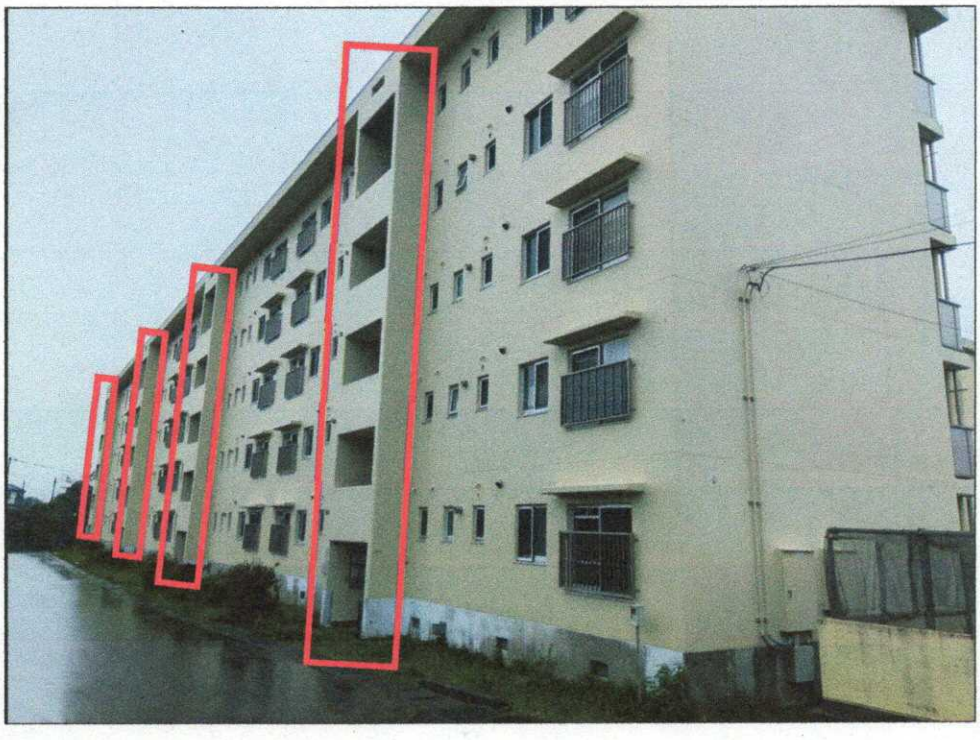
陸上自衛隊板妻駐屯地　案内図　S=1:50,000



1号棟階段室



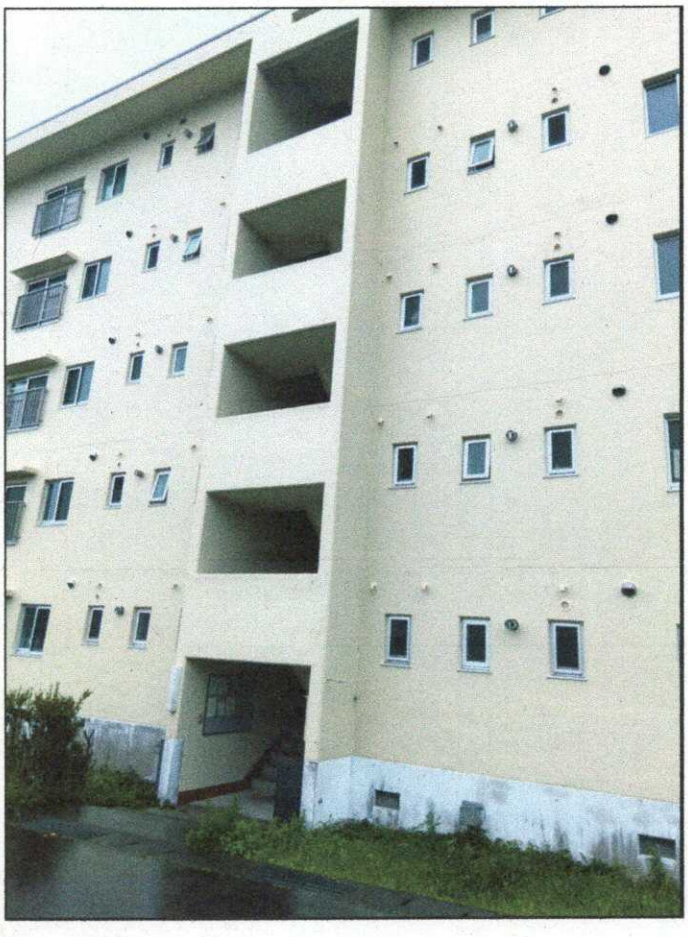
2号棟階段室



3 号棟階段室



階段室



階段灯

